

自治体からの意見（その他の内容）

意見	意見に対する考え方
①地域の実情を踏まえた対応についての意見	
○ 在日米軍施設が集中しており、環境問題や米軍関係の事件・事故が跡を絶たず、また、土地の有効利用の阻害要因となっている。こうした中、防衛関係施設の周辺を注視区域又は特別注視区域として指定することは、さらなる負担を強いるものであるとして極めて強い反対意見がある。国においては最大限地域の実情を踏まえ、対応いただきたい。	基本方針においては、区域指定に当たり関係地方公共団体の意見を聴取することとしており、このことにより、地域の実情を把握し、本法の目的である国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に資するよう、区域指定及び今後の法の運用に取り組んでまいりたい。 なお、特別注視区域においては、土地や建物の売買などに当たり、届出が必要となる場合もあるが、不動産の取引自体を規制するものではない。また、本法の制度は、機能阻害行為が確認された場合に、その行為をやめるよう勧告・命令する等の措置を行うものであり、一般的な生活や事業活動への影響はない。
②一つの敷地に複数の機能が存在する場合の区域の取扱いに関する意見	
○ 国においては、令和6年3月29日に開催された第9回土地等利用状況審議会において「敷地に複数の機能等が混在し、これらが明確に区分できない場合や、施設機能の発揮のためには一体的な運用が必要となっている場合は、当該敷地全体で機能を評価する」旨の考えが示されているものの、こうした考えが本県の特別注視区域において適用される具体的な事情は明らかでなく、注視区域はもとより、特別注視区域も必要な最小限度のものとなるよう、一つの敷地に特別注視区域及び注視区域の指定の事由に該当する施設又は機能がいずれも存在する場合は、注視区域の指定の事由に該当する施設又は機能の敷地の周囲は、注視区域として評価するなど、見直していただきたい。 ○ 特に、在日米軍の提供施設・区域のうち、ゴルフコースとして提供されている敷地や、返還に先立って緑地公園として一般の利用に供し	在日米軍の提供施設・区域については、管理者である米軍との間で施設の機能（運用状況）や重要性等について確認した上で、区域指定を行ってきたところであり、確認の結果、敷地に複数の機能等が混在し、これらが明確に区分できない場合や、施設機能の発揮のためには一体的な運用が必要となっている場合は、当該敷地全体で機能を評価している。そのため、特定重要施設の要件に該当する機能等が含まれている場合は、当該敷地全体の周囲を特別注視区域として指定している。 御指摘の提供施設・区域については、日米地位協定に基づき、米軍の部隊運用上、一体となってその役割・機能を果たしており、全体として基本方針に定められている機能を担っていることから、当該提供施設・区域全体を特定重要施設として区域指定することとしている。

ている部分などは、法第2条第4項第1号に掲げる防衛関係施設の我が国を防衛するための基盤としての機能に該当するとは考えられない。第9回土地等利用状況審議会においては、 「御指摘の提供施設・区域については、日米地位協定に基づき、米軍の部隊運用上、一体となってその役割・機能を果たしており、全体として基本方針に定められている機能を担っている」旨の考えが示されているものの、こうした考えがこれら敷地において適用される具体的な事情は明らかでなく、これら敷地の周辺を特別注視区域とすることは、到底、必要な最小限度のものとはいえず、特別注視区域の指定の必要性を改めて精査し、範囲を見直していただきたい。	
③沖縄戦跡国定公園に関する意見	
○ 領海基線の周辺等として示された区域には第二次世界大戦の激戦地も含まれている。第9回土地等利用状況審議会においては、「当該区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のものと考えている。」旨が示されているものの、法に対して様々な意見がある中、機能阻害行為を防ぐ上で、こうした地域を注視区域等に指定することが真に必要不可欠か再考いただきたい。	沖縄県南部は第二次大戦における日米両国の激戦地であり、当該区域には戦跡としての性格を有する我が国唯一の国定公園である沖縄戦跡国定公園が所在しているところ。 現在の区域指定は、当該区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために必要な最小限度のものと考えている。
④区域指定の解除等に係る意見	
○ 米軍施設の返還等、注視区域を指定する事由がなくなった場合又は対象施設が縮小する場合には、速やかに区域指定の解除又は区域変更を行っていただきたい。	区域指定の事由となる重要施設の返還や縮小等により区域が変更となる場合は、法及び基本方針に照らして適切に評価したうえで、速やかに区域指定の解除等、必要な措置を講ずることとしている。
⑤住民への情報提供、周知、住民説明会に関する意見	
○ 注視区域の指定及び今回の変更について、市民及び市内事業者の不安や懸念に対して十分な理解を得られるように、国主導で住民説明会を開催いただきたい。	重要土地等調査法に基づく措置を着実に実施していくためには、法の趣旨や制度についての周知・広報が重要であることから、内閣府のホームページやリーフレットにおいて、法に基

	づく各種措置の趣旨や区域の範囲、届出手続等について掲載している。 また、関係地方公共団体や関係業界団体等の協力も頂き、リーフレットの配布、広報誌やチラシなどを活用しているほか、令和6年6月26日より内閣府のホームページにおいて、「重要土地ウェブ地図」を公開している。 加えて、コールセンターにて地域住民や事業者の方々からの個別の問合せにも対応している。 こうした取組を引き続き展開し、周知・広報の充実に取り組み、国民の理解が一層深まるよう尽力してまいりたい。 なお、これらにより地域住民や事業者の方々の質問等に対応できることから、住民説明会の実施は考えていない。
--	--